

## 鹿沼市建設工事請負業者選定要綱

昭和60年10月28日

告示第119号

鹿沼市建設工事請負業者選定要綱（昭和57年鹿沼市告示第111号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、鹿沼市入札制度合理化対策実施要綱（昭和57年鹿沼市告示第110号）第6条の規定に基づき、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指名業者の数）

第2条 指名競争入札において指名する請負業者（以下「指名業者」という。）の数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

	予 定 価 格		標準指名数
	500万円未満	200万円未満	
	200万円以上	400万円未満	4
	400万円以上	500万円未満	5
500万円以上	500万円以上	600万円未満	5
	600万円以上	800万円未満	6
1千万円未満	800万円以上	900万円未満	7
	900万円以上	1,000万円未満	8
1千万円以上	1,000万円以上	1,500万円未満	8
	1,500万円以上	2,500万円未満	9
3千万未満	2,500万円以上	3,000万円未満	10
3千万円以上	3,000万円以上	6,000万円未満	10
	6,000万円以上	9,000万円未満	11
	9,000万円以上		12

(発注の基準)

第3条 格付を付する建設工事の種類別発注対象額の基準は、次のとおりとする。

業 種	予 定 価 格	対 象 者 の 範 囲		
		格付 (ランク)	地域区分	備 考
土木工事一式	500万円未満	D	市内本店	
	500万円以上 1,200万円未満	C		
	1,200万円以上 2,500万円未満	B		
	2,500万円以上 15,000万円未満	A		
	15,000万円以上			
建築工事一式 (耐震補強工事を除く)	500万円未満	C		
	500万円以上 3,000万円未満	B		
	3,000万円以上 9,000万円未満	A		
	9,000万円以上			
建築工事のうち 耐震補強工事	1,500万円未満	A及びB		
	1,500万円以上	A		
舗装工事、水道 施設工事	500万円未満	C		
	500万円以上 1,200万円未満	B		
	1,200万円以上	A		
とび・土工・コン クリート工事、 電気工事、管工 事、解体工事	500万円未満	B		
	500万円以上	A		
その他	全て	A及びB		

- 2 指名競争入札及び随意契約の場合における建設業者の選定は、有資格業者の中から行い、格付を受けた建設業者の中から前条の表の区分に従い行うものとする。
- 3 次に掲げる建設工事については、前2項の規定によらないで指名し、又は選定することができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害による復旧工事その他緊急を要する工事
- (3) その他特別な事情があると認められる工事

(指名業者の選定の留意事項)

第4条 指名競争入札における指名に当たっては、鹿沼市発注の建設工事請負契約に係る指名基準（平成13年鹿沼市告示第73号）に留意するものとする。

(準用)

第5条 この告示の規定は、市が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託の指名競争入札又は随意契約をする場合の請負業者の選定について準用する。

(審査等)

第6条 予定価格が500万円以上の建設工事の条件付き一般競争入札における入札参加資格要件を定める場合は、鹿沼市入札管理委員会の審査を経なければならない。

- 2 予定価格が500万円未満の建設工事の指名競争入札における指名は、各部が設置する建設工事等請負業者選定委員会の審査を経なければならない。
- 3 鹿沼市入札管理委員会の組織及び運営については、別に定める。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和60年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の鹿沼市建設工事請負業者選定要綱の規定によりなされた審査等の行為は、改正後の鹿沼市建設工事請負業者選定要綱の規定によりなされた審査等の行為とみなす。

(栗野町の編入に伴う経過措置)

- 3 栗野町の編入の日前に、栗野町建設工事請負業者選定要綱（昭和60年栗野町告示第17号）の規定によりなされた入札参加資格の認定その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた入札参加資格の認定その他の行為とみなす。この場合において、入札参加資格を認定された者に係る当該入札参加資格の有効期間は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

改正文（平成元年11月1日告示第113号）抄

平成元年11月1日から適用する。

改正文（平成3年8月9日告示第92号）抄

平成4年度に行う資格の審査から適用し、栃木県の区域外に主たる営業所を有する建設業者で、平成元年度以後に資格の審査を経たものに係る格付の有効期間を1年間延長する。

改正文（平成6年6月30日告示第58号）抄

平成6年6月30日から適用する。

改正文（平成7年6月23日告示第65号の2）抄

平成7年7月1日から適用する。

改正文（平成16年2月24日告示第17号の2）抄

平成16年4月1日から適用する。

改正文（平成17年1月4日告示第2号）抄

平成17年4月1日から適用する。

改正文（平成17年11月8日告示第147号）抄

平成18年1月1日から適用する。

改正文（平成19年2月26日告示第30号）抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文（平成22年3月24日告示第51号）抄

財務部契約検査課において執行する入札については平成22年5月1日から、その他の部等において執行する入札については同年4月1日から適用する。ただし、第14条を第6条とする改正規定は、同年4月1日から適用する。

改正文（平成23年3月28日告示第89号）抄

平成23年4月1日以降に執行する入札から適用する。

改正文（平成24年5月30日告示第177号）抄

公布の日から適用する。

改正文（平成25年3月29日告示第75号）抄

平成25年4月1日以降に執行する入札から適用する。

改正文（平成27年3月9日告示第49号）抄

平成27年4月1日以降に執行する入札から適用する。

改正文（平成31年3月28日告示第81号）抄

平成31年4月1日以降に執行する入札から適用する。

改正文（令和3年3月26日告示第61号）抄

令和3年4月1日以降に執行する入札から適用する。